



# 広報 おんな

平成7年4月1日発行 No.176

## 多くの村民が受賞を祝う

2月28日、コミュニティーセンターにおいて大城勝保氏（藍綬褒章）、吉山盛喜氏（新報活動賞）、山城かまださん、村婦人会（環境庁長官賞）の村主催による合同祝賀会及び、高校スポーツ界で活躍した上間静香さん、徳元幸人君の激励会が同時に行われました。会場には多くの村民や関係者が駆けつけ、今回の受賞、若者の旅立ちを祝しました。



### 保護司として 二十六年

藍綬褒章を受賞された大城勝保氏は、保護司に委嘱されて二十六年間、保護監察という仕事を続けてきました。数えきれないほどの人生に接し、罪を犯してしまった人の相談相手や就職のあっせんという毎日。このような実績が認められ今回の受賞となりました。

### 恩納村の 栽培漁業の先駆者

新報活動賞を受賞した吉山盛喜さんは、二十八年前にいち早く栽培漁業に取り組み、ヒトエグサ（アリス）を七年間、ついでモズクを五年間の歳月をかけて悪戦苦闘の末、養殖に成功。九三年には県名誉指導漁業士に認定されています。

### 草の根の活動が評価

地域環境美化功労者として表彰を受けた山城かまださんは、自宅の近くのアシビナーの清掃を二十年間、毎朝続けてきました。草の根的な活動が評価されたことは、地域で活動している方々の励みとなりました。地域環境保全功労者として表彰を受けた村婦人会は（会長 名城幸代）は、地域の先頭になり清掃作業や花を植え付けて地域の美化に積極的に取り組んできました。

### 地元の子供に励み

陸上長距離で活躍した上間静香さんは全国大会で常に上位に入賞するなど、三千と五千メートルの県記録保持者でもありません。卒業後、九州実業団の岩田に進み日本のマラソン代表を目指します。

一方、バレーボールで活躍した徳元幸人君は日本ユース代表に選ばれるなど全国的に注目された選手です。学生バレーボールの頂点、中央大学に進学、将来は全日本入りを目指します。



かまだおばあちゃんを囲んで

## 【特集】平成7年第3回恩納村議会定例会での 比嘉村長の所信表明

### ● 多くの村民が受章を祝う

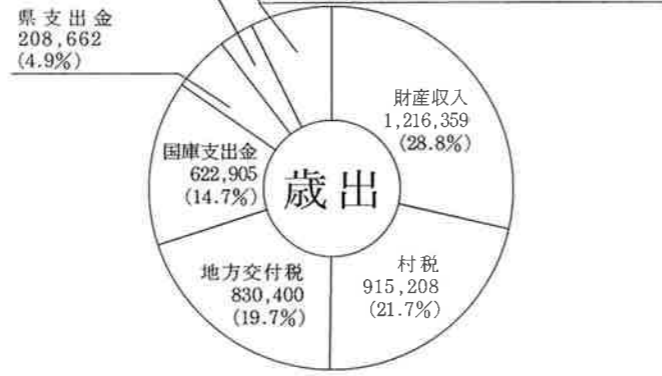
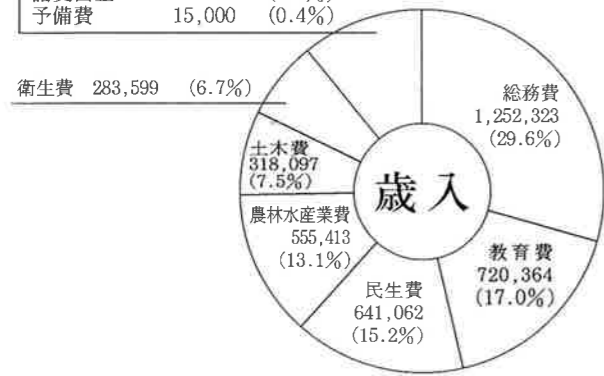
大城勝保氏 藍綬褒章を受章

# 平成7年度一般会計予算

総額 4,225,090 単位：千円 %

議会費	101,209	(2.4%)
労働費	1	(0.0%)
商工費	49,777	(1.2%)
消防費	139,428	(3.3%)
災害復旧費	14	(0.0%)
公債費	148,802	(3.5%)
諸支出金	1	(0.0%)
予備費	15,000	(0.4%)

利子割交付税	9,800	(0.2%)
特別地方消費税交付金	44,600	(1.1%)
自動車取得税交付金	6,300	(0.1%)
交通安全対策特別交付金	1,500	(0.0%)
国有施設等所在市町村助成交付金	68,812	(1.6%)
分担金及び負担金	40,420	(1.0%)
使用料及び手数料	38,511	(0.9%)
繰入金	6,674	(0.2%)
地方贈与税	63,810	(1.5%)
諸収入	20,526	(0.5%)



二 財政運営について

現下の財政をめぐる環境は、国、地方財政とも長引く景気低迷の影響を受け財源の確保に困難を呈し厳しい状況にあります。国においては、税収が四年連続で前年度実績額を下回る厳しい状況があり、また、景気は回復基調にあるといわれていますが、回復の動きが遅く歳入の柱である税収が〇・一%と微増となつています。

このため、平成七年度当初予算額においては、前年度当初予算額を下回りますが景気に配慮するため公共事業費の伸びを確保することにより、地方交付税などの経費抑制する方針となつております。

地方財政においても、景気不振により税収の伸びが見込まれず、また、地方交付税も抑制されることから地方債の発行に頼る厳しい状況にあります。

又、本村の自主財源の柱である村税が三年連続で前年度実績を下回る状況にあり、平成六年度見込みでも前年度実績を下回る厳しい状況に直面しています。

産業形態が景気の動向に影響を受けやすいサービス業が主と

なっているため、税収が景気の動向に左右される割合が高くなっております。

景気回復の動きが遅いと予想されることから平成七年度の税収は、平成六年度予算計上額より減少する見込みであります。

地方交付税については、事業費補正の減等により微増となり、また、自主財源の五割を占める財産交付収入(軍用地料)についても抑制方針となつているため、公用地分の伸びは微増になるものと見込まれます。

このように、一般財源の大半を占める村税、地方交付税、財産収入の伸びが期待出来ない厳しい状況下にあります。一方、歳出においても高齢化社会への対応等福祉の向上を図りながら、村民一人一人が豊かさやゆとりと誇りを実感できる魅力ある村づくりを推進するため、引き続き旺盛な財政需要に 대응する必要があります。

また、義務的経費(人件費、扶助費、公債費)及び単独事業の伸びを確保する必要があることなど、厳しい財政運営がせまられております。

このため、平成七年度予算編成においては、国、県の予算編成方針及び地方財政計画の動向

三 庁舎建設について

新庁舎建設計画は、「青と緑と豊かな活力ある村づくり」の拠点施設としての重点施策であります。

村行政は、時代の推移とともに、行政需要の変化、サービス機能の多様化に伴う庁舎の狭小化のため、村民サービスや事務能率の面で支障をきたし、更に建物の老朽化が著しく危険な状態であり、増改築での対応が不可能な現状であります。

このような諸問題を解決し、村民サービスの向上及び行政の効率的な運営と充実を図るためにも早急に新庁舎を建設する必要があります。

平成五年に庁舎建設委員会の庁舎建設位置選定に関する答申を受け、以来、村民広聴会を開催し、意見・要望を聴取し、議会との合意形成を図るため事務を推進してきました。

本年度は、庁舎位置選定に関する立地条件の基本理念に基づいて、村民に説明を申し上げ、意

# 平成7年度施政方針



一 はじめに

平成七年度第三回恩納村議会定例会の開会にあたり、平成七年度一般会計予算案をはじめ諸議案の説明を申し上げます。また、平成七年度の村政運営の基本的な方針と所信の一端を申し上げ、議員並びに村民各位のより一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

本年度も、恩納村第三次基本構想に基づき、村政の基本施策を産業、教育、文化、福祉の調和のとれた村づくりにおき、多様化する社会の変化に対応し村民の生活の安定・向上に鋭意努力してまいります。

冷戦終結後、混乱の続く世界情勢の中、政治、経済、環境等は大きく変貌しております。

特に世界の各地域での地域紛争は激化しており、国連を中心に解決策を討議し悲惨な戦争状態の終結が望まれます。

一方、我が国は、国際化、高度情報化、高齢化等の対策のさなか今年になって関東大震災以来の地震で、しかも地震の少ないと言われた神戸市を中心に阪神大震災がおきました。

ほとんどの家屋が倒壊、焼失及び半壊しており、地震による

被災者の中には、死亡された方、負傷された方等被災を受けられた方々は市民の大多数をしめております。

被災を受け亡くなられた方の御冥福をお祈りすると共に被災者にお見舞い申し上げたいと思っております。

県経済は、民間企業の設備投資は低迷しているものの、公的資本形成は着実に増加しており、民間住宅投資も融資枠の拡大や低利融資を受けて高水準を維持しており、県内景気は、緩やかな回復局面に入っております。

これまで、村民、議員各位の絶大なるご支援とご協力によりまして、厳しい財政事情のもとではありましたが、当初計画しました農林水産業の基盤整備、道路、排水路及び河川等の土木事業、公営住宅の建設、教育文化活動及び各学校の施設整備や学力向上対策推進事業、庁舎建設の推進等に取組み成果をあげてまいりました。

平成七年度においても、前年度に引き続き積極的に各種事業を推進し産業、教育、文化、福祉の調和のとれた行政を行い村民の生活向上に努力してまいります。

次に具体的施策について申し



老朽化が著しい役場庁舎

見を交換し、討議を行ってご理解と同意を得たいと思います。平成十年は、恩納間切り以来、三十二年と村制施行九十周年の記念すべき年にあたります。庁舎の建設は、記念事業の一環として一日も早く完成したいと切望するものであります。村民、議会議員各位の絶大なご協力とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

#### 四 公共施設の構想について

第一次・第二次基本構想は、生活関連基盤整備の遅れから道路、排水路、産業基盤整備等のハード面を重点に事業を推進してきましたが、高度経済から低成長時代へと社会情勢は変革し、高齢化、国際化、都市化が進展するなか、パブル経済の崩壊等の影響を受け内外状況は激変してきました。

こうした情勢のなか住民意識も多様化、高度化し、住民ニーズの多様性が求められる昨今、ハード面とソフト面の調和のとれた行政が不可欠となってまいりました。

特に、文化施設や、住む人にとってやさしい村づくり、誇りのもてる村づくりが今後の課題であります。

こうした状況を踏まえ  
一、役場庁舎区域計画構想  
二、近隣公園及び社会教育施設整備構想  
三、総合運動公園整備計画構想  
四、万座毛恩納海岸散策道整備構想を作成いたします。

#### 五 教育・文化の振興について

昭和五十九年に教育問題に関する内閣総理大臣直属の審議機関として、臨時教育審議会が設置され、昭和六二年まで四次にわたる答申がなされ、その中に教育改革の視点として次の三つが示されています。

その第一は、「個性重視の原則」であり、画一性、硬直性、閉鎖性を打破して、個人の尊厳、自由、規律、自己責任の原則を確立すること。

第二は、「生涯学習体系への移行」であり、学校教育の自己完結的な考え方から脱却して、人間の評価が形式的な学歴に偏っている状況を改め、学習が学校教育の基盤の上に各人の責任において選択され、生涯を通じて行われるようにしなければならぬこと。

第三は、「変化への対応」であります。これら三つの視点を踏まえて、

成六年度に三年間の学力向上の推進地域に県から指定を受け、各学校の先生方の御指導とご協力により良い成果を見たところであります。

特に中学校の県学力達成度テスト(国語・数学・英語)の成績がすべて県平均を上回った事は、高く評価すべきと考えます。

今年度も引き続き、子ども達の全面発達を目指して、学力向上対策事業の推進に努めるとともに、昭和五五年度から実施している小学生六年生全員の宿泊学習会も引き続き実施してまいります。

(一) 中学校の免許外教科担当の解消策として去年から「美術担当」の非常勤講師が導入されましたが、平成七年度から新たに「家庭科」についてもその制度が導入されることになり、より充実した教科指導ができるものと確信いたします。

(二) 生涯学習の振興について  
個性的で、いろいろな生き方が尊重される時代に自らの能力、適性、意欲に応じて学習ができるよう学習者の視点に立った生涯学習の振興は大変重要であります。

これまで実施してきました公民館講座、青年、婦人、シルバ

学級は、地域の要求やレベルを踏まえより一層充実した事業の取組みをしてまいります。

家庭、学校、地域が連携・協力をしながら生活体験学習を通じて、心豊かな情操を培うことが必要であります。

又、教育、文化、スポーツの分野で優秀な成績を修めた者の支援や国際的視野から物事を判断できる人材の育成等の事業も引き続き実施してまいります。

スポーツの振興についても、中高生向けのスポーツ大会や、青少年健全育成協議会の活動をはじめ、学校開放事業も積極的に取組みを強化し、村民が健康で楽しく学習できる生涯学習をさらに推進します。

(三) 芸術文化の振興について  
平成四年に設立した、村文化協会も村民各位のご協力により、年々、事業内容が充実し、部会活動も活発になっております。

又、県においても平成七年三月に県文化協会が設立されましたので、協会へ加入し、連携を密にすることに、県レベルの質の高い芸術文化活動が村内で催される機会を多くしてまいります。

今年、終戦五十周年を迎えることを記念してこれまで村が

教育は、「未来へ先行投資」と位置付け、教育・文化・スポーツを通じた知的で健康的な人間育成と教育環境の整備充実に努めます。

又、去年九月から実施された学校五日制が今年度から第四土曜日も休業日となることから、学校開放事業の強化と青少年の健全育成に精力的に取り組んでまいります。

その主な具体策は、次のとおりであります。

(一) 教育条件整備と学校教育の充実

(1) 校舎校地等の整備と屋外体育活動の充実及び教育環境の安全性の確保並びに平成八年度実施事業に向けての調査、設計のため、平成七年度は、安富祖小中学校の防音改造工事、仲泊小中学校屋外倉庫工事、仲泊小中学校門垣障・排水溝工事、山田小中学校地すべり対策擁壁工事、山田小中学校校舎耐力度調査、喜瀬武原小中学校校舎の実施設計、仲泊校の創立五十周年記念事業への助成等を行うとともに、これまでの遠距離通学助成区域に字谷茶を新たに追加することにいたしました。

(2) 幼児・児童・生徒の知・徳・体の全面発達を期して、平

保管、管理しております歴史民俗等を村民に公開、展示し、文化を正しく理解させ、貴重な文化財を護り末永く後世に残していくための事業を実施します。

#### 六 産業、経済について

農業振興について、最近における我が国の農業は、食糧自給率の低下、農業の担い手後継者不足、耕作放棄地の増大、高齢化等その健全な発展を図る上で極めて憂慮すべき事態に直面しております。

我が村においても、農家の高齢化、若者等の農業離れによる担い手不足で、耕作放棄地が増大しております。

特に土地利用型農業のさとうきび面積が著しく減少していることが大きな原因であります。

今後は、これらの現状を踏まえて、現在整備中の安富祖、宇加地土地改良、県営喜瀬武原灌漑排水事業を継続的に推進し、その他の土地改良完了地区についても、畑地灌漑排水事業の促進と農業構造の改善、強化を図り、将来の農業を担う中核農家の育成と農業経営の規模拡大を推進するとともに、土地利用型農業と施設型農業の組み合わせによる地域に即した経営を目指



生活体験学習で心の豊かさを学ぶ



～うんな農業まつり～魅力ある農業の育成

します。

特に土地利用型農業のさとうきびについては、ハーベスターを平成六年度から平成八年度まで年次的に導入し、機械化一貫作業体系を図っていきたくと考えております。

更に施設型農業については、南恩納地区、以北を中心に花き類、野菜、果樹等の経営が展開されていますが、平成六年度の補助事業でJA南部出張所の敷地内に集出荷施設が完了予定でありますので、今後は、ハーベスター利用によるさとうきび経営と花き類、野菜類、果樹類等の作目を積極的に推進することにも担い手農家の育成を図りたいと思っております。

そのためには、農地の流動化事業、機械化による農作業の受委託等を計画的に推進してまいります。

又、農作物を育てるのに欠くことのできない土づくり、ビニールハウス、病害虫等防除の助成を継続的に実施します。

(一) 林業振興について  
近年における林業の長期的停滞は、その経営活動を大きく阻害され、森林の荒廃が進展し、公益的機能が著しく低下している現状であります。

このため、特に緊急度の高い集落等の後背小流域において、森の有する水源かん養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と国土の保全に資するため、荒廃地、荒廃移行地等の復旧整備、水土保持施設の整備及び荒廃森林等の整備事業で仲泊地区に「集落水源地整備事業」を実施してまいります。

又、地域住民の生活周辺において、防災機能と保健機能を発揮する保安林を整備する事業で恩納地区万座毛周辺において、自然景観の保全、育成をするために、「生活環境保全林整備事業」を促進するとともに保健保安林、防風、防潮保安林事業の強化を推進し、林業構造改善事業で実施した苗木を継続して、実用する苗木生産を継続して、実施してまいります。

(二) 水産業の振興について  
本村の海域の特性を生かし、沿岸・沖合漁業及び養殖業の振興を図るため、漁港、増養殖場の整備を促進してまいります。

又、栽培漁業として種苗施設、新品種の開発や放流技術の開発を進め、つくり育てる漁業を促進し、恩納漁港に設置したモズク種苗供給施設中間育成場を利活用してまいります。

更に、水産業近代化施設及び流通加工施設等の整備を進めるとともに、水産業奨励補助金によりヒトエグサの洗浄施設を整備し、特に海ブドウの増産のための養殖施設が早急に必要ことから、水産業構造改善事業の導入により整備いたします。

又、漁業経営の安定及び漁業後継者の育成に努めます。

(三) 漁港等整備について  
近海漁業や観光漁業の増大に伴い漁船が大型化し、前兼久漁港の漁港施設が狭くなり、漁港区域の拡張変更により第九次漁港整備計画(平成六年度から平成十年度)がスタートし、前兼久漁港も平成七年度は防波堤事業を実施いたします。

又、恩納漁港については、第五次海岸整備計画の平成七年度は、最終年度にあたりトイレ・シャワーを整備します。

(四) 農業基盤整備について  
土地改良事業については、昭和四七年の本土復帰以後二五地区四九四・三ヘクタールが採択され平成六年度末で二四地区四六二・一ヘクタールが完了し九三・五%の進捗率となっております。

ん事業を実施します。

又、農道については、砂利舗装で勾配のきつい箇所や低地帯で路面浸水があり通行が不便な谷茶農道等四路線の改良舗装をおこないます。

(四) 商工観光の振興について  
本村の観光産業は、恵まれた自然環境と関係機関の努力により、年々成長発展し、今や県下随一の観光リゾート地として広く内外に知れ渡るようになりました。

しかしながら、景気の低迷や国際航空運賃の低減下、円高等による海外市場との競争の激化等様々な要因が重なり、年々観光入り込み客は減少し、観光産業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、村内のあらゆる事業に悪影響を及ぼし、極めて憂慮する事態となっております。

このような厳しい状況を打開するため、次の施策を講じていきます。

(イ) 行政、村内の各団体、リゾート関係事業所が一体となって種々の観光振興について協議し、現状に即した事業を展開してまいります。

具体的には、リゾート関連施設設の連携の強化、一年を通じての花いっぱい運動等の展開、観光キャラバン隊の派遣、誘客イベントの企画及び実施、村民の観光に対する意識の高揚、その他必要な事業を展開します。

(ロ) 地域振興協議会を強化し、地場産品の開発等、観光関連商品の開発を推進します

(ハ) 平成五年度に作成した観光振興計画を再検討し、その内容を充実してまいります。

### 七 住み良い生活環境の整備について

(一) 村道、河川及び排水路の整備について  
村道については、我那覇線の維持工事及び真栄田線の改良工事を実施します。

河川、排水路については、河川等の氾濫及び排水不良箇所の改修をしますが垂川河川については、豊かな自然環境の保全に資するため魚類の生態系に配慮した川づくりを、又、大田・瀬良垣の軍用地内の砂防対策や赤土流出対策として砂防ダムの事業を実施します。

(二) 村民福祉について  
平成五年度に策定された「恩納村老人保健福祉計画」に基づき、平成六年度には、その福祉

施策の体系図が完成し、即、平成六年度から実施しております。

成六年度から実施しております。

現在、実施している各種の福祉サービスについて村民が十分理解していない点が見受けられますので、前年度に引き続き地域に根ざした福祉サービスを目指して、各行政区単位での地域福祉懇談会を計画し村民が求める福祉サービスに添えてまいります。

老人福祉は、在宅福祉を基本理念としており、又、地域からの強い要望もあり、新規事業として、「在宅ねたきり老人介護手当支給事業」と「ねたきり老人おむつ代支給事業」を実施します。

デイサービス事業、ショートステイ事業、ホームヘルパー派遣事業その他の老人福祉サービス事業と並行して、その拡充を図り又、各福祉事業を推進していく上で強力な推進力となるボランティア育成についても村社協とタイアップして三箇年計画でその育成事業を推進します。

身体障害者福祉サービスについては、老人福祉サービスと同様に村民に対し、その趣旨等について理解を図り、弱者も健常者も共に生活できる環境づくりに努め相談活動の充実を図ります。



村民が求める福祉サービスに対応



視点に重点が置かれてきました。しかしながら今日においては、人口の高齢化や出生率の低下、慢性疾患を中心とする疾病構造への変化、地域住民のニーズの多様化など、保健衛生行政を取り巻く環境が著しく変化しており、サービスの受け手である生活者の立場を重視した対策が求められます。

本年度も、引き続き保健事業の充実を図るため、基本健康審査、胃がん、子宮がん、肺がん等の受診率の向上に努め新たな事業として乳児医療助成の事業も実施します。

(二) 国民健康保健について

超高齢化の到来、進展に伴い慢性疾患の増加、疾病構造の変化、医療の増高は依然として続いており、国保三％推進運動、保険税一％の収納率アップ、医療費適正化一％以上のアップ、保健施設事業費として一％以上の確保を推進し、健全な財政運営を図り、国保財政の安定、強化に努めてまいります。

九 おわりに

以上平成七年度の村政運営にあたり所信の一端を申し述べてまいりましたが、平成七年度も国、県の緊縮財政の中で地方行政も厳しい情勢に直面しています。

しかし、そのような状況の中にあっても一瞬たりとも自治行政の停滞は許されません。

基本構想基本計画の基に「青と緑の豊かな活力ある村」づくりに向け、村当局は勿論、村民の英知を結集し全力を尽くす所存でございます。

おわりに村民、議員各位のご指導ご協力を心から、お願い申し上げます。

平成七年三月十日  
 恩納村長 比嘉 茂政



建設中の恩納保育所

保育所事業については、今年度から所長制を導入し保育所管理体制の充実を図り、二十一世紀を担う子供達の環境を整備し心身の健全育成の確立に努力します。

母子福祉については、新規事業として「母子及び父子家庭等医療費助成事業」を導入し、母子及び父子家庭の生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図ります。

援護関連等については、沖縄戦終結五十周年の節目にあたることから戦争を知らない子等への恒久平和の確立を継承していくうえからも、戦後史の編纂は不可欠であり、二箇年計画で取り組んでいく計画であります。又、記念事業として戦中戦後に関連した琉歌の募集を実施し、去る大戦のいまわしい惨禍を繰り返すことのないよう戦没者の尊厳を若い世代に語り継ぎ風化させることなく恒久平和を確立していく礎としたいと思います。

国民年金事業については、急速な高齢化が進展していく中で年金は、村民の老後の所得保障を担う大きな柱であり、地域に及ぼす経済的効果も第一次産業をしのぐのとなっております。しかし、本村においても、いま

だに相当数の未加入者や未納者が存在しており、そのため年金権確保のための適用対策、年金制度の意義、役割の周知徹底による保健料納付の促進及び口座振替等による納付対策に積極的に取り組む、無年金発生防止に努めるとともに年金受給者や被保険者及び地域住民に対する行政サービスの向上に努めてまいります。

(三) 下水道事業の整備について

本村は、自然環境に恵まれ観光リゾート地として発展し、今や県内外に知れ渡るようになりましたが、この恵まれた自然環境を維持していくには、下水道の整備が急務であります。

平成七年度から下水道整備に向け検討委員会(内部)を設置し対象人口、対象集落、受益戸数等の検討を進めてまいります。

(四) 環境衛生について

より良い生活環境を確保するために環境整備を継続して実施します。

又、一般廃棄物の処理については、衣食住の変化に伴い廃出されるゴミの種類等も多様化であり、分別、減量、資源化に今後とも努めてまいります。

八 健康づくり推進事業について

(一) 地域保健について

戦後の我が国の公衆衛生行政は、結核やコレラ等の伝染病の蔓延の防止を主要な課題として出発したものでありますが、こうした歴史的経緯を反映して、保健所を中心に実施されてきた公衆衛生行政は、社会防衛的な

(四) 上水道について

本村の上水道事業は、昭和五二年度に供用開始し水道事業を進めてまいりましたが、昭和六三年頃のリゾート施設の計画件数も多く、需要量の増加に伴い上水道を拡張するために第一次拡張計画を平成元年五月に許可を受け、拡張事業を進めてまいりました。

平成六年度事業は、恩納区、谷茶区の配水管布設を行い、四月には給水を開始し又、宇加地区の施設も改善し給水します。

平成七年度の事業は、安富祖区配水管布設工事と電気計装設備等の事業を行います。

第一次拡張計画も順調に推進し平成八年度に谷茶配水池の一基をのこすだけになりました。

今後は、加入率と有水率の向上に努力いたします。

# あなたを交通事故から守る

## 国道沿いに交通安全キジムナー

現在、恩納村内では昨年九月から死亡事故ゼロが続いています。しかし事故件数は依然として増加傾向にあり、村交通安全運動を呼びかけています。さて今回の「交通安全キジムナー」の設置は、キジムナーを交通安全のシンボルとし、五十八号線を通るドライバーに安全運転を呼びかけようと、交通安全母の会、商工会が中心となり企画、山田にある琉球村の全面的な協力により実現しました。

「キジムナー」は、伝説の中の木にやどる妖精「キジムナーと友(どうし)ないねー、魚(いゆー)かまいん」と各地の民話にはある。しかし、いったん嘘をつくと恐ろしい妖怪に変身してしまう。

交通安全キジムナーは交通ルールを守るドライバーが大好き。きつと恩納村を通る車を交通事故から守ってくれるでしょう。



# 日頃の活動を発表

## 第十二回恩納村子どもフェスティバル



子どもたちが、一同に集い日頃の活動を発表し、お互いの友情の輪を広げようと、第十二回恩納村子どもフェスティバルが、月二十六日、コミュニティセンターで行われました。

午前中は、子どもたちが自分で収穫した餅米を使った餅つき大会。なかなかうまくいかない餅つきに、ところどころから笑い声も飛び出しました。参加者はずきたてのお餅をおいしそうに口にしていました。

引き続き行われた活動発表では、各子ども会の代表がクラブ活動や、日和佐町の子ども会との交流などの体験発表を行なったほか、唄や踊り創作劇などを披露、大きな拍手でそれぞれの活動をたたえ合いました。

また会場には日頃の活動の様子を写した写真も展示されました。



# 平成七年四月～九年三月は第三号特例届出の期間です

**サラリーマンの妻は要チェック!**

## 年金の加入期間は万全ですか?

この四月から二年間、第三号被保険者の特例届出措置が実施される。「届出なら以前にしたから大丈夫」という専業主婦の人たちへ。本当に加入期間が万全かどうか、ここでもう一度確認してほしい。転職や退職をした人たちへ。自分や配偶者の被保険者種別変更

の手続きを忘れてはいないだろうか?そして受給者の人たちへ。第三号未届の期間が一ヵ月でもあるのなら、届出をすれば年金額に反映される。この二年間の特例は、非常に大事な期間。有効に使って、将来の年金を確実にしよう。

## 第三号未届者は四三万人に

現行の年金制度の基本的な形ができあがったのは、昭和六一年。このときの改正で、全国民に共通の国民年金が

導入され、二〇歳以上六〇歳未満の人は必ず、第一号被保険者(自営業者)、第二号被保険者(サラリーマンやOL

など厚生年金や共済組合の加入員)、第三号被保険者(第二号被保険者の被扶養配偶者、おもに専業主婦など)のいずれかに加入することが義務づけられた(なお学生も平成三年度から第一号被保険者に強制加入となっている)。かつては国民年金の任意加入者となっていた専業主婦等は、保険料を自分で支払う必要はなくなったが、昭和六一年から、第三号被保険者である旨の届出を市区町村の窓口に行うことになった。この届出をしないと、本来なら保険料納付済とされる期間が未加入とみなされてしまうのである。

第三号被保険者の総数は、一、二一六万人(うち九九%以上にあたる一、二二二万人が女性)。第一号、第二号、第三号被保険者をあわせた公的年金加入者全体六、九二八万人の、二割近くにのぼる(平成五年度社会保険事業概況)。

一方、第三号被保険者の資格該当者のうち、未届者は四三万人と推計されている(平成四年公的年金加入状況等調査) 調べてみれば、この人たちは、将来の無年金者や低年金者予備群の「最前線」にいることになるだろう。

### 気軽に

### 参加して下さい

沖繩グリーンビーチクラブは、いろいろな団体、個人に呼びかけ各地の海岸のクリーンアップに努めています。

四月十六日

恩納村 美留の浜

五月二十一日

宜野湾市 宜野湾マリーナ

六月十八日

読谷村 瀬名浜ガマ

七月十六日

沖繩市 泡瀬サムビーチ

八月二十日

恩納村 谷茶ビーチ

九月二十日

恩納村 眞栄田岬

※インターナショナル  
クリーンビーチデー

各地とも午前十時より

連絡先

沖繩グリーンビーチクラブ

会長 エド サンチェス

九六四一二五七(自宅)  
九六五一五三七(FAAX)



家庭、地域、学校が一体となり子供たちを支援

### 四月から学校は第二・第四が休み

学校・家庭・地域で子供たちを支援

### 実施に向けて

各学校では、土曜日の休業日の授業時間数の確保をするにも、学力が低下することのないよう、学年や学級の実態に合わせた学習内容・指導方法を研究しています。

これまでは、多くの知識や技能を教え込むことに偏りがちであった教育から、これからは激しい変化が予想される社会に生きるために、自ら学ぶ意欲や、思考力、判断力、表現力などを基本とする新しい学力観に立った教育が重要となっています。土・日曜日の連続した休みで今以上に家庭で、地域で子供たちの主体的な活動を支援していくようにしたいものです。

### 平成7年 遺骨収集及び慰霊巡拝計画

地域	実施時間	実施期間	派遣人員	巡拝地域	概算経費(参加者負担)
占守島	7月下旬	12日間	30人	島内全域	調査中
モンゴル墓参	8月下旬	9日間	30人	ウランバートル周辺	35～37
中国	8月下旬	9日間	50人	東北地区	32～34
樺太	9月下旬	8日間	50人	南樺太全域	22～24
ビスマーク・ソロモン諸島	11月上旬	9日間	50人	ガダルカナル島等(ビスマーク諸島については現地状況を調査のうえ検討)	62～64
フィリピン	11月下旬	8日間	100人	ルソン島、レイテ島、セブ島、ミンダナオ島等	20～22
インド	1月下旬	8日間	30人	インパール、コヒマ等	32～34
マリアナ諸島	2月下旬	5日間	50人	サイパン島、テナアン島、グアム島、ロタ島等	22～24
北ボルネオ	3月上旬	8日間	50人	コタキナバル、ラプアン、ミリ、クチン等	39～41

詳しくは、県生活福祉部 援護課 (866-2177) まで

## 予防接種

### 四月一日から実施方法が変わります

予防接種とは、麻しん(はしか)や百日せきのような伝染病の原因となるウイルスや、細菌などの毒素の力を弱めてワクチンを作り、それを体に接種して抵抗力(免疫)を作ることです。

子どもは病気にかかりやすく、かかると重くなる場合があります。守ってあげなければなりません。しかし、お母さんから赤ちゃんにプレゼントした病気に対する抵抗力は、百日せきでは生後三か月までに、麻しん(はしか)では生後八か月ごろまでに、自然に失われていきます。そのため、保育所や幼稚園に入るまでに予防接種で免疫をつけ、伝染病にかからないように予防する必要があります。これに役立つのが予防接種です。

### 接種義務が緩和されます

(義務から、努力義務へ)

今までの予防接種は、法律上「受けなければならない」となっていました。予防接種の効果や副作用の十分な情報を提供することによって、予防接種の意義を正しく理解していただき、そのうえで皆さんに進んで接種を受けていただくことになりました。

(接種前に配布する『予防接種と子どもの健康』についての冊子を、よく読んで接種してください)

### 種類と接種方法が変わります

(個別・集団接種を併用)

予防接種の対象となるのは、次の八種類です。

- ▽個別接種：三種混合(百日せき・ジフテリア・破傷風)・麻しん(はしか)・風しん・日本脳炎
- ▽集団接種：ポリオ・結核(ツベルクリン反応・BCG)

集団接種は今までどおり、各地区の公民館や集会所で接種します。個別接種は市内の病院や診療所で接種を受けてください。詳しくは三月下旬に発行される健康アンダーをご覧ください。

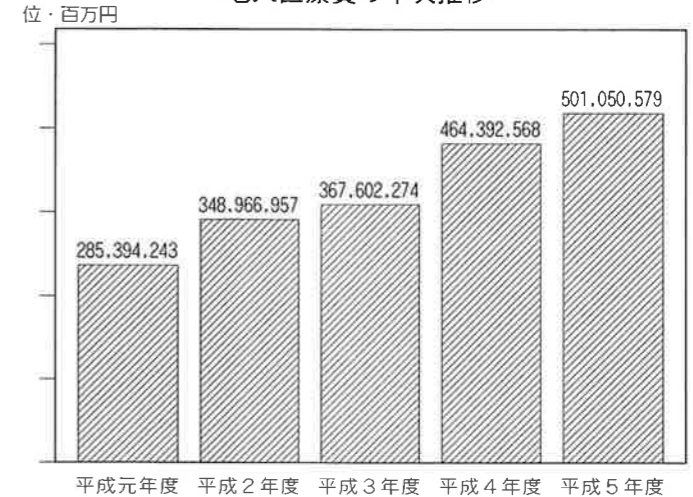
なお、接種時期については、その都度、広報おんなに掲載します。

問い合わせ先  
保健衛生課  
九六一八〇〇一内線 一一二二

### 老人医療費の一部負担金が変わります。

一部負担金が変わります。

老人医療費の年次推移



### 老人医療の状況

本村における老人医療費が平成五年度には五億百万余りになり、初めて五億円を越え平成元年度の二億五千万円余りの一・八倍になった。老人医療費の対前年度伸び率は七・八九%で平成四年度の伸び率二・六・三三%と比較すると一・八・四四ポイントの開きがあり、本村の特徴である隔年の急激な伸び率の増減の差があらわれている。平成五年度における診療総件数は二二、六〇五件で、平成四年度の二二、三六五件と比較すると一・〇・三%の伸び率になった。

	外来一部負担金	入院一部負担金
改定後 (平成7年4月から平成8年3月まで)	1ヵ月 1,010円	1日 700円 (ただし、低所得者については、1日300円)
改定前 (平成5年4月から平成7年3月まで)	1ヵ月 1,000円	1日 700円 (ただし、低所得者については、1日300円)